

令和元年9月吉日

お客様 各位

熊本県信用組合

### 損券・損貨のお取扱いについて

いつも当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、令和元年10月より、損傷度の著しいもの等、鑑定対応を要する銀行券（損券）の受入れを廃止させていただくこととなりました。

また、汚れ・べたつき・変形・金額の判別が不可能な硬貨につきましても、お客様にて選別して持込みいただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

なお、ご入金の際は、必ず入金額を確認のうえ、窓口へご来店下さい。

今後もお客様にご満足いただける身近な金融機関として、商品・サービスの提供に努めてまいりますので、ご理解・ご協力と、変わらぬご愛顧を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

### 記

取扱開始日 令和元年10月1日（火）より

#### 損券

- 焼けたもの・腐食したもの
- 洗濯して縮んだもの
- ちぎれたもの
- インクなどで着色したもの
- セロテープなどで裏張りしたもの

#### 損貨

- 模様の認識ができないもの
- 金額の判別ができないもの
- まがったもの
- 焼けたもの・削れたもの

など・・・

その他、ご不明な点がございましたら、お取引店へご連絡下さい。

以上

Shinkumi Bank

信用組合

しんくみ